○東京都市町村公平委員会に証人として出頭する者に対する費用弁償条例

（昭和４２年４月１日
条例第６号）

改正　昭和４２年　９月２２日　条例第１１号

平成　５年　２月２６日　条例第　７号

平成２６年　２月１８日　条例第　６号

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第８条第６項の規定により、東京都市町村公平委員会の求めに応じて、証人として出頭する者に対して支給する費用弁償につき必要な事項を定めることを目的とする。

（額及び支給方法）

第２条　証人として出頭した者には、出頭したときに旅費を支給する。

２　旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表の定めるところによる。

第３条　前条に定めるもののほか必要な経費は、その実費を弁償することができる。

（委任）

第４条　この条例の施行について必要なことは、管理者が定める。

附　則

この条例は、昭和４２年４月１日から施行する。

附　則（昭和４２年９月２２日条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４２年４月１５日から適用する。

附　則（平成５年２月２６日条例第７号）

１　この条例は、平成５年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の東京都市町村公平委員会に証人として出頭する者に対する費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年２月１８日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

区　分	鉄道賃	船　賃	航空賃	車　賃	日当		宿泊料	食卓料
					宿泊を要しないもの	宿泊を要するもの		
内国旅費	実　費	実　費	実　費	実　費	2,300円	3,500円	15,000円	1,800円
外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、指定職の職務にある者の相当額							
備　考	公平委員会で借り上げた自動車を使用して旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。							